## 住宅サポートローン((社)しんきん保証基金付)

一関信用金庫 令和6年10月1日現在

		令和6年10月1日現在
1.	商品名	住宅サポートローン((社)しんきん保証基金付)
2.	ご利用いただける	<ul><li>満20歳以上の方</li></ul>
	方	・当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方
		(当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある事業
		所に勤務する方)
		・ 申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付有担保住住宅ローンが
		次のいずかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方
		※当該住宅ローンの連帯債務者(予定者を含む)も対象
		1. 住宅ローンの本審査結果が「可決」、「条件付可決」(条件が満たせるものに限
		る)のいずれか(回答有効期限内のものに限る)の方
		2. 住宅ローン契約中で貸付実行日から6か月以内の方
		・社)しんきん保証基金の保証を受けられる安定継続した収入のある方
		・当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方
3.	お使いみち	1.当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金
		① インテリアや家電等購入資金
		② 引越費用、仮住まい費用
		2.申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)
		が使用する自家用自動車(オートバイ、自転車を含む)の購入等にかかる資金
		※購入資金購入にかかる税金・保険料等も可のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの
		購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用
		充電設備の購入・設置費用を含む
		3.申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え
		資金 (借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)
		※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る。
	ず融次四度類	
4.	ここに	・500万円以内(1万円以上1万円単位)
<u> </u>	→ 11 m +n nn	※ただし、上記の3.お使いみち 2.については200万円以内
5.	ご利用期間	・3か月以上50年以内 (ただ) カロントは、オストリススは6/2017 (4/2017 ) 6/2017
		(ただし、本ローンとセットで利用する基金保証付住宅ローン(有担保)の保証   ローンと
		間内)
6.	こ融資利率	・当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください)
		(尚、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)
		・【変動金利型(周期変動)】ご利用の場合
		◆お借入後の利率は当金庫所定の基準金利(いちしん新短期プライムレート)の変更に伴い、その
		変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直し時期は毎年4月1日と10月1日
		(休日の場合は翌営業日)現在の「いちしん新短期プライムレート」を基準として年2回行います。見
		直し後の新利率は毎年6月および12月の約定返済日の翌日から適用いたします。
7.	ご返済方法等	・毎月元金均等、元利均等割賦返済(ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボーナ
		ス)返済併用も可能です、元金返済据置は1年以内可能です)
		・当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
8.	担保・保証人	・(社)しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません
9.	保 証 料	・保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています
10.	手数料等	・一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円(税込)がかかります
		約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円(税込)がかかります
		詳しくは窓口でお問い合わせください
11.	苦情処理措置・	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署
	紛争解決措置	(9時~17時、電話:0191-23-6111) にお申し出ください
		紛争解決措置:東京弁護十会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護十会
		(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の
		(電品・03-3393-03007)、第二米ボケチ度工会(電品03-3301-2249)の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、
		当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時~17時、
		電話:03-3517-5825)にお申し出ください
		また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくこ
		とも可能です
		なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます
		その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会と
		テレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、
		②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります
		詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所
		にお問い合わせください
12.	そ の 他	<ul><li>・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もござい</li></ul>
		ますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支
		店にお問い合わせください
		l